

消防専用電話装置仕様書

第1 法令

無線機の構造及び機能は電波法(昭和25年法律第131号)の型式検定に合格したもの又は無線設備規則(昭和25年電波管理委員会規則第18号)の基準に適合する機種とすること。

第2 無線機

- 1 無線機は、既存品(アンテナ・配線以外)を載換えにより取り付けることとし、キャビン内、オーバーヘッドコンソール又は運転席と隊長席の中間付近に組み込み外部送受話器に配線し、外部においても使用できるようにすること。
- 2 取付品及び付属品は新品とすること。
- 3 アンテナはデジタル無線用アンテナとし、当局の指定する位置に1m以上の間隔を設け、各1本を取り付けること。
- 4 アンテナは、 $\lambda/2$ ホイップ型とし、直進又は後退時において障害物に接触した場合に可倒する構造であること。
また、キャビン内等の取付け状況によっては、点検口を設けること。
(詳細は、別途担当員と協議すること。)
- 5 同軸は、5D-FB規格以上とすること。
- 6 車外通話装置を左右各1個(AVMスイッチ含む)取付けること。
- 7 配線は雑音防止対策及び保護に十分考慮し、内張りを通す等露出しない処置を施すこと。

第3 車両動態表示装置

車両動態表示装置(載換え)を取付けること。

なお、AVM車外操作部は車外通話装置内に取付け、配線は極力露出させないこと。(担当員と協議のうえで取付け位置を決定すること。)

第4 その他

- 1 呼出名称については契約後担当と別途協議すること。
- 2 その他無線機の運用上及び機能上具備しなければならない事項は全て充足するものとする。
- 3 本無線機及び車両動態表示装置の取り付け及び、交換(載換え)費用は、受注者が負担すること。
- 4 予備車への移設も含むこと。